四　報復関税に係る措置をとる理由

イ　アメリカ合衆国千九百三十年関税法第七百五十四条（以下「バード修正条項」という。）は、アメリカ合衆国において、不当廉売関税及び相殺関税（以下「不当廉売関税等」という。）による税収を、不当廉売関税等に係る措置を申請し、又は申請を支持したアメリカ合衆国内の生産者等に分配する規定であるが、二〇〇三（平成十五）年一月、世界貿易機関協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。以下同じ。）附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関（以下「紛争解決機関」という。）において、世界貿易機関協定違反が確定し、バード修正条項の撤廃等が勧告されたところである。しかし、アメリカ合衆国は、勧告の履行の期限（同年十二月）を経過した後も勧告を履行しなかったことから、二〇〇四（平成十六）年一月、我が国は、紛争解決機関に対抗措置を申請し、同年八月の対抗措置の規模に関する仲裁決定を経て、同年十一月、紛争解決機関により対抗措置が承認された。この承認に基づき、我が国は、玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）を制定し、二〇〇五（平成十七）年九月一日から二〇〇六（平成十八）年八月三十一日までの間に輸入されるアメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等の十五品目について、一般の関税のほか、十五％の関税を課すこととした。

ロ　二〇〇六（平成十八）年二月、アメリカ合衆国において、バード修正条項の廃止法が成立したものの、二〇〇七（平成十九）年十月一日より前に通関された貨物に係る不当廉売関税等による税収については、経過措置として引き続き同条項に基づく分配が行われることとなっており、紛争解決機関による勧告が履行されていない状態が継続していた。このような事情を踏まえ、世界貿易機関協定に基づいて直接又は間接に本邦に与えられた利益を守る必要があることから、対象となる貨物及び税率を維持した上で、報復関税を課する期間を二〇〇六（平成十八）年九月一日及び二〇〇七（平成十九）年九月一日にそれぞれ一年間延長し、二〇〇八（平成二十）年九月一日に報復関税に係る措置の対象となる貨物及び税率を変更（玉軸受及び円すいころ軸受の二品目について、一〇・六％）し、一年間延長することとした。さらに二〇〇九（平成二十一）年九月一日、二〇一〇（平成二十二）年九月一日及び二〇一一（平成二十三）年九月一日に税率をそれぞれ九・六％、四・一％、一・七％に変更し、二〇一二（平成二十四）年九月一日に、報復関税に係る措置の対象となる貨物及び税率を変更（円すいころ軸受一品目について、四・〇％）し、一年間延長することとした。

ハ　二〇一三（平成二十五）年八月現在においても、バード修正条項に基づく分配は引き続き行われており、紛争解決機関による勧告が履行されていない状態が継続しているため、対象となる貨物及び税率を見直し、二〇一三（平成二十五）年九月一日から二〇一四（平成二十六）年八月三十一日までの間に輸入されるアメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等の十三品目について、十七・四％の報復関税を課することとした。

五　その他参考となるべき事項

イ　対抗措置の規模

バード修正条項による日本産品に係る直近年の分配額に〇・七二を乗じた額（アメリカ合衆国の二〇一二財政年度における当該分配額に基づき約五十八・六億円）（紛争解決機関に承認された額）の範囲内である。

ロ　報復関税の課税対象貨物及び税率変更の理由

報復関税に係る措置の内容については、紛争解決機関により承認された対抗措置の規模の範囲内において、発動後一年ごとに見直すこととされているため、アメリカ合衆国の二〇一二財政年度におけるバード修正条項による日本産品に係る分配額（過去の留保額から分配された額を含む。）を踏まえ、課税対象貨物及び税率を変更した。

ハ　終了時期

アメリカ合衆国が、バード修正条項に関する世界貿易機関の勧告を履行した場合には、速やかに対抗措置を終了する。

ニ　その他

紛争解決機関の承認によれば、対抗措置の規模は、アメリカ合衆国政府により公表されたバード修正条項による直近年の分配額に基づき算出することとされていることから、報復関税の課税対象貨物及び税率等について、発動後一年ごとに見直す。

## ○農林水産省告示第二千三百七十九号

中央卸売市場において卸売の業務を行っている者の名称の変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月二十日　農林水産大臣　林　芳正

| | |
|---|---|
| 卸売の業務を行っている者の名称 | 新名称　静岡ＶＦ株式会社<br>旧名称　丸果静岡青果株式会社 |
| 卸売の業務を行っている市場 | 静岡市中央卸売市場 |
| 取扱品目の部類 | 青果部 |
| 変更年月日 | 平成二十五年四月一日 |

## ○農林水産省告示第二千三百八十号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第二十条の規定に基づき、平成十三年三月二十二日農林水産省告示第四百四十五号（農産物検査法施行規則第二十条の農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十日　農林水産大臣　林　芳正

第二号の表品位等検査の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 品位等検査 | 米穀、麦及び大豆（輸入に係るものを除く。） | 農産物検査を行った農産物の数量、種類及び包装並びに品位についての検査の結果（水分の含有率に係るものを除く。） | 翌月の三日までに | 月の一日から末日までの間 |
| | | 農産物検査を行った農産物の品位についての検査の結果のうち水分の含有率に係る事項 | 四月二十日までに | 四月一日から翌年の三月三十一日までの間 |
| | 小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。） | 農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果 | 翌月の十日までに | 月の一日から末日までの間 |
| | 輸入に係る農産物 | 農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果 | 五月三十一日まで | 四月一日から翌年の三月三十一日までの間 |

**附　則**

1　この告示は、平成二十五年九月一日から施行する。

2　この告示の施行前に行った農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二十条第三項の規定による農産物検査に係る報告については、なお従前の例による。

## ○農林水産省告示第二千三百八十一号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十日　農林水産大臣　林　芳正

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び拒絶年月日 |
|---|---|---|---|
| Allium tuberosum Rottler ex Spreng. x Allium victorialis L. var. platyphyllum Makino | 今泉（いまいずみ）２号（ごう） | 岡崎邦彦<br>香川県坂出市福江町２丁目１番８号<br>竹田金一<br>栃木県真岡市西郷2403番地 | 第21082号<br>平成25年１月15日 |